

## ○ 公益財団法人神奈川県下水道公社の物品調達に係る条件付き一般競争入札実施要領

〔平成22年2月1日  
制 定〕

改正 平成23年4月1日 平成28年2月15日

(趣旨)

**第1条** この要領は、公益財団法人神奈川県下水道公社（以下「公社」という。）が発注する物品（薬品、燃料、消耗品等）及び賃貸借契約に係る入札・契約制度について、透明性・客観性及び競争性をより一層高めることを目的として条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）を適正かつ円滑に行うため、必要な事項を定める。

(対象物品)

**第2条** 入札の対象は、原則として設計金額に消費税及び地方消費税を加えた額が160万円を超える物品調達及び80万円を超える物件の借入れとする。

(公告)

**第3条** 入札を実施する場合には、公社ホームページにて公告する。

(入札参加資格審査会)

**第4条** 第5条第2項に規定する入札参加資格の設定を行うため、入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 入札参加資格の設定に当たっては、質の担保及び県内業者の受注機会の確保等に留意するものとする。また、入札参加可能者数を原則として15者以上とする。

(入札参加者の資格要件)

**第5条** この入札に参加するために必要な要件は次のとおりとする。

- (1) 神奈川県競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行しうる者であること。
- (5) 公社発注業務において、不誠実な行為を行った者でないこと。

2 前項に規定するほか、審査会は業務の規模及び内容に応じ、入札参加資格として、次の各号に掲げる事項につき定めることができる。

入札参加資格として定めた場合には、第3条に規定する公告において明記しなければならない。

- (1) 同種業務の業務実績
- (2) 本店又は支店・営業所の所在地
- (3) その他適正な履行を確保するうえで必要な事項

(入札参加資格の事後審査)

**第6条** 開札後に予定価格の範囲内で最低の価格の入札を行った者に対し必要な書類を提出させた上で審査し、理事長等の決裁を得るものとする。入札参加資格がないと認められた者がその理由について書面により説明を求めた場合、回答しなければならない。

(設計図書の閲覧)

**第7条** 設計図書(図面、仕様書及び単価抜き設計書)は公告文に添付、又は入札公告兼入札説明書に定める期間、CD-Rにより配布する。

(質問書の提出と回答)

**第8条** 入札公告兼入札説明書及び設計図書について質問のある者から、入札公告兼入札説明書に定める日までに、「質問書」の提出があった場合においては、その質問に対する回答書を公社ホームページにて閲覧に供する。

(入札)

**第9条** 入札は、入札公告兼入札説明書に定めた入札日に公社指定の場所で開催するものとする。

(入札の無効)

**第10条** 次の各号のいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者又は入札参加資格を確認した者で、落札決定までに第5条で規定する入札参加の資格要件を欠いた者
- (2) 資格確認申請書及び付属書類に虚偽の記載をした者
- (3) 入札に関する条件に違反した者
- (4) 入札参加資格申請期限から落札決定までに、取引銀行において不渡り手形及び不渡小切手を出した者

(その他)

**第11条** この要領に定めがあるもののほか、取り扱いの細目については、別に定める。

附 則

この要領は、平成22年2月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年2月15日から施行する。

「不誠実な行為」について（別表）

神奈川県下水道公社の条件付き一般競争入札実施要領において、入札参加者の資格について定めているが、条文中にある「不誠実な行為」とは次に該当する内容をいう。

行為内容	区分	入札参加 停止期間
(工事中の公衆損害事故) 1 不適切な安全管理により 公衆に死亡者等の事故を生 じたとき(※2)	死亡者を生じたとき(※1)	24か月
	負傷者を生じたとき又は重大な損害を与 えたとき(※1)	12か月
(工事中の工事関係者事故) 2 不適切な安全管理により 工事(業務)関係者に死亡 者等の事故を生じたとき	死亡者を生じたとき	12か月
	負傷者を生じたとき又は重大な損害を与 えたとき	6か月
(粗雑工事) 3 工事完了後に過失による 粗雑工事が判明したとき	死亡者を生じたとき	24か月
	負傷者を生じたとき又は重大な損害を与 えたとき	12か月
	上記以外の粗雑工事(評定点55点未満を 含む)	12か月
(公社発注契約に関する不正 又は違反) 4 公社発注の契約に関して 不正な行為をしたとき又は 契約違反をしたとき	公社に損害を与えたとき	24か月
	入札情報を不正に得ようとしたとき	24か月
	入札関係書類に重大な虚偽記載をした とき	24か月
	契約の履行、検査又は調査を妨害したとき	12か月
	落札者の責に帰すべき事由により契約が できないとき	12か月
	入札関係書類に虚偽記載をしたとき	6か月
	その他契約に違反したとき(現場管理又は 品質に関して二度以上の文書指摘にもか かわらず改善されなかったときを含む)	6か月
	その他契約条件に違反したとき	3か月

※ 1 「死亡者」とは、事故発生から 24 時間以内に死亡した者をいい、「負傷者」とは入院加療を要する者をいう。

※ 2 「不適切な安全管理」とは、現場代理人等が労働安全衛生法違反等の容疑により逮捕又は起訴されたとき及び公社発注工事にあつては設計図書等による具体的な事故防止措置を怠ったときをいう。